守口市地域生活支援事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項及び第3項に基づき、本市が実施する守口市地域生活支援事業(以下「支援事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 支援事業の実施主体は守口市とし、市は支援事業の全部又は一部を社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等の団体(以下「社会福祉法人等」という。)に委託し、又は補助することにより実施するものとする。 (支援事業の内容)

第3条 市は、次に掲げる支援事業を行うものとする。

- (1) 障害者理解促進事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) コミュニケーション支援事業
- (5) 日常生活用具給付等事業
- (6) 手話奉仕員養成研修事業
- (7) 移動支援事業
- (8) 地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業
- (9) 日常生活支援事業
 - ア 生活訓練等事業
 - イ 日中一時支援事業
- (10) 社会参加支援事業

- ア レクリエーション活動等事業
- イ 芸術文化活動振興事業
- ウ 点字・声の広報等発行事業
- 工 自動車改造助成事業
- (11) その他障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むために市長が必要と 認める事業
- 2 支援事業の内容は、地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日厚生労働省障発第0801002号)の定めるところによる。 (利用対象者)
- 第4条 支援事業の利用対象者は、市内に居住する障害者等であって次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市外の障害者支援施設に入所し、又はグループホーム等に入居する者については、本市が介護給付費又は訓練等給付費の支給決定をした者に限り対象とする。
 - (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 療育手帳の交付を受けている者又は知的障害者更生相談所若しくは児童相談所で知的障害と判定された者
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (4) 治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者
 - (5) その他前各号に準ずる者であって、市長が支援を必要と認めた者 (支援事業の利用に係る経費)
- 第5条 日常生活用具給付等事業による日常生活用具の給付等限度額は、別表1のとおりとする。
- 2 移動支援事業及び日中一時支援事業に要する費用の額は、別表2のとおりとする。
- 3 自動車改造助成事業による助成の額は、自動車の改造に直接要した費用とする。ただし、10万円を限度とする。 (利用の申請)
- 第6条 支援事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者(以下「申請者」という。)は、守口市地域生活支援事業利用申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請内容に変更があったときは、守口市地域生活支援事業申請内容変更届により、市長に届け出なければならない。 (利用の決定)
- 第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその要否について決定し、守口市地域生活支援事業利用決定(不承認) 通知書により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の決定に際し、支援事業の種類ごとに利用期間、月又は年を単位とする利用できる量等の条件を付することができるものとする。この場合において、利用期間は12月を超えないものとする。

(利用の変更)

- 第8条 前条第1項の通知を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)は、決定の内容を変更する必要があるときは、市長に対し、当該利用決定の変更を申請することができる。
- 2 利用者等は、守口市地域生活支援事業利用変更申請書に市長が必要と認める書類を添えて申請するものとする。 (利用の継続)
- 第9条 利用期間の経過後において、引き続き支援事業を利用しようとする者は、守口市地域生活支援事業継続利用申請書に 市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。 (進用)
- 第10条 第7条の規定は、利用の変更及び継続について準用する。 (利用者証の交付)
- 第11条 市長は、第3条第1項第4号、第7号及び第9号イの支援事業について利用の決定を行った者に対し、守口市地域 生活支援事業利用者証(以下「利用者証」という。)を交付するものとする。

(利用契約及び契約内容の報告)

- 第12条 利用者等は、前条の支援事業を利用するときは、市が委託し、又は補助する社会福祉法人等に利用者証を提示して 利用に関する契約を締結しなければならない。
- 2 前項の契約を締結したときは、社会福祉法人等は速やかに市長に契約内容報告書を提出するものとする。 (利用の取消し)
- 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すものとする。

- (1) 障害、生活の状況等の変化により障害者又は障害児が支援事業を受ける必要がなくなったと市長が認めるとき。
- (2) 障害者等が第7条第2項により決定された利用期間内に市外に居住地を有するに至ったと市長が認めるとき。
- (3) 支援事業の利用について利用者等が不正又は著しく不適切な行為を行ったと市長が認めるとき。
 - 第2章 委託による支援事業実施

(委託契約の締結)

- 第14条 第2条の規定に基づき支援事業の実施を社会福祉法人等に委託して実施するときは、市長は当該社会福祉法人等と 委託契約を締結しなければならない。
- 2 前項の委託契約には、支援事業の利用の決定に関する業務は含まない。
 - 第3章 補助による支援事業実施

(登録の申請)

- 第15条 第3条第7号及び第9号イの支援事業を実施しようとする社会福祉法人等は、守口市地域生活支援事業者登録届出 書により、市長に登録の届出をしなければならない。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、社会福祉法人等がその事業を適正に実施できるか審査を行い、適当と認めるときは、 登録を行い、守口市地域生活支援事業者登録認定通知書により、社会福祉法人等に通知するものとする。

(変更等の届出)

第16条 社会福祉法人等は、前条第1項の規定により届け出た事項について変更等を行うときは、変更に係るものにあっては守口市地域生活支援事業者登録変更届出書により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあっては守口市地域生活支援事業廃止(休止、再開)届出書により市長に届け出なければならない。

(交付申請)

第17条 社会福祉法人等が補助金の交付を申請するときは、守口市地域生活支援事業補助金交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付決定通知)

第18条 市長は、前条の規定により申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付の要否について決定を行い、守口市地域生活支援事業補助金交付(不交付)決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の額)

第19条 補助金の額は、支援事業に要した費用として市長が認めた額から守口市地域生活支援事業に係る費用徴収に関する 条例施行規則(平成18年守口市規則第33号)第3条に規定する額を控除した額とする。

(交付請求)

- 第20条 社会福祉法人等は、事業を実施したときは、速やかに守口市地域生活支援事業補助金交付請求書に事業実績報告書を添えて、市長に請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金を交付 するものとする。

(取消し及び返還)

- **第21条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。
 - (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) その他この要綱に違反したとき。

第4章 雜則

(帳簿の整備保存)

- 第22条 市長は、支援事業を行うために必要な帳簿を整備し、事業年度終了後10年間保存するものとする。 (委任)
- 第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉主管部長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に法附則第8条第1項第5号に規定する外出介護、法第5条第8項に規定する短期入所及び法附則

第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスの支給決定を受けていた者は、第3条第4号、第9号及び第11号に規定する支援事業について、それぞれ第7条の規定による利用の決定を受けたものとみなす。

(経過的デイサービス事業)

- 3 平成19年3月31日までの間、第3条に定める支援事業として経過的デイサービス事業を行うものとする。
- 4 経過的デイサービス事業に要する費用の額は、廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第169号)に規定する障害者デイサービス費の算定の例による。

(守口市手話通訳者派遣事業実施要綱等の廃止)

- 5 守口市手話通訳者派遣事業実施要綱(昭和57年8月1日制定)及び守口市重度障害者(児)日常生活用具給付等事業実施 要綱(平成11年4月1日制定)は、廃止する。
- 6 前項の要綱の廃止前に行った派遣、給付、貸与等の決定については、第7条の規定による利用の決定とみなす。 (守口市ねたきり高齢者等訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正)
- 7 守口市ねたきり高齢者等訪問入浴サービス事業実施要綱(平成12年4月1日制定)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

守口市ねたきり高齢者訪問入浴サービス事業実施要綱

- 第1条中「又は重度身体障害者(以下「ねたきり高齢者等」という。)」を削り、「ねたきり高齢者等」を「ねたきり高齢者」に改める。
- 第2条第1項中「守口市ねたきり高齢者等訪問入浴サービス事業」を「守口市ねたきり高齢者訪問入浴サービス事業」に 改める。
 - 第3条中「ねたきり高齢者等」を「ねたきり高齢者」に改める。
 - 第4条を次のように改める。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、おおむね65歳以上の者で、食事、排便、寝起き等、日常生活に介助を要するものとする。ただし、介護保険の給付対象者は除く。

第8条第3項中「ねたきり高齢者等」を「ねたきり高齢者」に改める。

- 8 前項の要綱の改正前に行った利用の決定については、第7条の規定による利用の決定とみなす。 (施行前の準備)
- 9 この要綱を施行するために必要な第6条及び第7条の規定による利用の申請及び決定、第14条の規定による委託契約の締結、第16条の規定による補助金の交付決定その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表1の規定は、この要綱の施行の日以後に第6条の利用の申請があったものから適用し、同日前に申請があったものについてはなお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の守口市地域生活支援事業実施要綱第15条及び第16条の規定による登録の届出に係る手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

別表1 (第5条第1項関係) 日常生活用具給付等限度額

種目		給付等限度額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000円

	特殊マット	19,600円
	訓練用ベッド	159, 200円
	訓練椅子(児童)	33, 100円
	特殊尿器	67,000円
	入浴担架	82,400円
	体位変換器	15,000円
	移動用リフト	159,000円
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000円
	便器	9,850円
	T字状・棒状のつえ	
	木材	2,200円
	夜光材付	2,610円
	全面夜光材付	3,400円
	白又は黄色ラッカー	2,460円
	軽金属	3,000円
	夜光材付	3,410円
	全面夜光材付	4,200円
	白又は黄色ラッカー	3,260円
	移動・移乗支援用具	60,000円
	頭部保護帽	
	オーダーメイド	15, 200円
	既製品	12, 160円
	特殊便器	151, 200円

	便座のみ	50,000₽
	火災警報器	15, 500₽
	自動消火器	28, 700
	電磁調理器	41,000F
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	87, 400
	緊急通報装置(貸与)	16, 000
		(装置の設置に
		する初期費用を含
		む)
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51, 500
	ネブライザー (吸入器)	36, 000
	たん吸引器	56, 400
	たん吸引器ネブライザー両用器	72, 450
	酸素ボンベ運搬車	17, 000
	視覚障害者用体温計	9,000
	視覚障害者用体重計	18, 000
	視覚障害者用血圧計	15, 000
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメー	157, 500
	ター)	
情報・意思疎通支援用具	携带用会話補助装置	98, 800
	情報・通信支援用具(※)	100, 000
	点字ディスプレイ	349, 000

	点字器	
	標準型	
	木製	10,400円
	プラスチック製	6,600円
	携帯用	
	木製	7,200円
	プラスチック製	1,650円
	点字タイプライター	63, 100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	85,000円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800円
	視覚障害者用拡大読書器	198,000円
	視覚障害者用時計	
	触読式	10,300円
	音声式	13,300円
	ファックス	25,000円
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900円
	人工喉頭	
	笛式	5,000円
	気管カニューレ付	8,100円
	電動式	70,100円
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	29,000円
排泄管理支援用具	ストマ装具	
	蓄便袋	8,900円

	蓄尿袋	11,700円
	紙オムツ	12,000円
	収尿器 (男性用)	
	普通型	7,700円
	簡易型	5,700円
	収尿器 (女性用)	
	耐久性ゴム製	8,500円
	採尿袋導入ゴム管付	5,900円
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	200,000円

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器、アプリケーションソフト等をいう。 別表2 (第5条第2項関係)

事業の名称	事業に要する費用の額	
移動支援事業	所要時間30分につき	800円
日中一時支援事業	所要時間4時間未満	2,000円
	所要時間4時間以上8時間未満	4,000円
	所要時間8時間以上	6,000円